

戦前期の熊本都市計画における郷土特色保護に関する一考察

熊本大学工学部 学生会員 ○本田百合絵

熊本大学大学院 正会員 田中尚人

1. はじめに

都市計画における緑地という言葉は、内務技官の北村徳太郎がドイツ語の Grünflächen を訳し、飯沼一省とともに概念的に明確化したと言われている¹⁾。また緑地の保存は、衛生上や治安の面からも重要視されてきた。

熊本市は、夏目漱石が「森の都」と評し、現在でも水と緑の豊かな都市環境を保っている。中でも、本研究が対象とする江津湖周辺地域は、風致地区に指定されたり、公園が開設されるなど、とりわけ市民に親しまれてきた行楽地である。

本研究では、戦前期の熊本都市計画における緑地保存の意味を明らかにすることを目的とする。また、郷土特色を活かした慰楽地の空間整備、および都市計画を見据えた公園計画について詳細に分析した。

2. 風致地区指定に至る熊本都市計画の実態

熊本市では、1923 年（大正 12）の都市計画法適用以来、一貫した都市計画が行われてきた（表 1 参照）。

本章では、熊本都市計画における風致地区および緑地計画の位置づけを明らかにした。

（1）都市計画区域の決定

熊本都市計画区域は、1925 年（大正 14）に決定され、その区域は 1 市 3 村にわたるものであり（図 1 参照）、将来における都市発展を予測して決定された²⁾。

熊本市外で都市計画区域に包含された北の清水村の一部、東南の健軍・画図両村の一部、西南の白坪村・日吉村は、それぞれ住宅地、遊園地、工業地として適当であるとして決定された。

（2）都市計画街路網の決定

熊本都市計画街路は、1928 年（昭和 3）に決定された。街路網は、商業的中枢地である辛島町附近を中心に、市内は網状に、郊外地へは放射状に計画された。

また江津湖の沿岸道路に対して、決定時の委員会の議事録には、「水前寺附近出水町大字今ニオイテ、一等大路代三類第六号線ヨリ分岐シ、江津湖西堤防ヲ、都市計画区域内ニイタル二等大路第三類第九号線ハ江津

表 1 風致地区指定に至る熊本都市計画年表

西暦	和暦	都市計画の動き
1919	大正 8	04.05 都市計画法（旧法） 公布 04.05 市街地建築物法 公布 11.28 都市計画法施行令 発令 11.28 都市計画委員会官制 発令
1920	大正 9	01.01 都市計画法 施行 01.01 市街地建築物法 施行
1923	大正 12	07.01 熊本市に都市計画法が適用される
1924	大正 13	03.13 都市計画熊本地方委員会委員が内閣より任命される
1925	大正 14	02.19 第 1 回都市計画熊本地方委員会 開催 11.16 第 2 回都市計画熊本地方委員会 開催 11.30 熊本都市計画区域が内閣より認可される
1928	昭和 3	01.30 第 3 回都市計画熊本地方委員会 開催 02.16 熊本都市計画街路が内閣より認可される 11.28 第 4 回都市計画熊本地方委員会 開催
1929	昭和 4	01.09 都市計画地域が内閣より認可される
1930	昭和 5	10.03 第 5 回都市計画熊本地方委員会 開催 12.01 熊本都市計画風致地区が内閣より認可される 風致地区規則 発令 12.26 八景水谷・立田山・水前寺・江津湖・万日山・本妙寺山一帯の地域が内務省より風致地区に指定される

※ 緑色背景：熊本市に関する事項

湖ヲシテ遊覧地タラシムベク、助成街路トシ、ソノ幅員ヲ六間トイタシタノデアリマス」²⁾とあり、このとき既に江津湖を公園化する計画があったことが窺える。

（3）都市計画風致地区の指定

熊本都市計画風致地区は、都市の膨張に伴い景勝地が侵されるのを防ぐために 1931 年（昭和 5）に指定された²⁾。これは地方都市においては初の試みであり、当時はその総指定面積も京都に次いで 2 番目であった³⁾。

北村徳太郎が寄せた都市公論の記事「風致地区に就て」には、「区域決定せるものは可及的速に、未決のものは区域決定前に附近地に将来風致地区として設定し得る個所あるときは区域内に包括することは公共福祉の上から賢明の策であり決して乱用ではないと思ふ」⁴⁾とある。また熊本都市計画風致地区には、都市計画区域決定において熊本市外で包含されていた、八景水谷・立田山・江津湖附近地も指定された。北村の理論が熊本市にも適用されたとすると、初めから風致地区として指定することを予測して、都市計画区域決定がなされていたと考えられる。

さらに、当時の風致地区には公園用地の確保などの意義も持ち合わせており⁵⁾、都市計画区域決定から風致地区指定に至る江津湖周辺の都市計画の動きが公園化を目的としたものであったと考えられる。



図1 都市計画図
(参考文献⁶⁾ ⁷⁾をもとに著者作成)

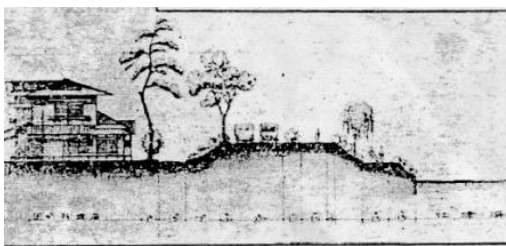


図2 沿岸道路の断面図
(参考文献⁸⁾より)



図3 江津湖の舟遊び
(古絵葉書より)

3. 江津湖公園計画に関する考察

初期の江津湖公園の計画策定には、緑地計画のパイオニアである内務技官北村徳太郎が関与しており、計画案に関する記事を都市公論に寄せている⁸⁾。

本章では、都市公論の記事やその他の文献、資料などから、北村の計画思想について考察した。

(1) 風景術と園地境界に関する分析

北村は、自然に人の手を加えることによってさらによい風景を生む術を「風景術」と呼び、特定の限られた空間に施す造園術ではなく、生活空間に対して施される風景術の必要性を述べている⁹⁾。

記事のタイトルには「公園系統」とあるが、その内容は、集落地計画と公園系統を発展させた慰楽系統とを融合させたものであった。このことから、公園のみの計画に留まらず都市計画として考えられていたことが分かる。ここで言う都市計画とは、都市を「うまく機能させる」ための計画ではなく、人々が精神的に豊かに暮らせるための計画を目指すものであった。

(2) 郷土特色保護の解釈に関する分析

北村は、公園問題について「内容を精神的にも物質的にも高尚豊麗にする手段の一つとして郷土特色保護」の重要性を述べている。ここで、この郷土保存は風景術の原点でもある。

また北村は、「八丁馬場の樹叢は清正公の造営にして頗る偉観、郷土特色の一つを見語る貴重史料たり」と言い、また「環境は一切今尚水郷、保存さる可き樹叢は至る処にあり、熊本郷土の特徴。史跡も亦た満つ、したがって公園の設計施工に於いても可及的郷土材料を使用」と言っている。つまり、北村は第一に、郷土特色を表す緑地や資源の保存をよしとしていたことが分かる。

さらに北村は、沿岸の歩行者道路に思い入れがあり¹⁾、本計画でも「江津沿岸都市計画線は公園道路とし」とある(図2参照)。また「湖は上下なりとも埋立てると

きは、既に湖の感を失ひ、河川と見らるゝ恐れあり、埋立てを行はず」とあり、自然公物については、場合によって公園より厳格な慰楽効果がある¹⁰⁾という考えを持っていた。以上より、郷土特色保護は市民の慰楽に直結していたことが分かる。

(3) 行楽観に関する分析

計画された施設については、ピクニック、摘草用野原、湖の水面を利用した行楽などの自然を利用した行楽が多く想定されていた。舟遊び、水泳場については、古くから夏における納涼の好適地として市民に親しまれており(図3参照)、計画に市民の行楽観が反映されたと考えられる。

4. まとめ

本研究では、熊本都市計画における緑地保存の意味について明らかにした。「森の都」熊本市にとって、緑地を保存することは地域特性を保護することであり、都市計画上においても重要視されていた。

北村徳太郎は、江津湖の公園計画について著した記事中で、地域の特徴を存分に表すものを郷土特色と呼び、できる限りそれを保護するよう努めた。また、北村の公園計画は都市計画を見据えたもので、市民の慰楽に備えるための計画であった。

謝辞：本研究を進めるにあたり、ご指導をいただいた徳島大学の真田純子先生、調査にご協力いただいた熊本市歴史文書資料室の方々には深く感謝の意を表する。

参考文献：1) 佐藤昌, 日本公園発達史 上, 都市計画研究所, 1977. 2) 熊本市, 新熊本市史 史料編 第七巻 近代Ⅱ, 熊本市, 1999. 3) 全国都市造園時報, 都市公論 14 (8), p.289, 都市研究会, 1931. 4) 北村徳太郎, 風致地区に就て, 都市公論 10 (4), p.7, 都市研究会, 1927. 5) 種田守孝ほか, 戦前期における風致地区の概念に関する研究, 造園雑誌 52 (5), pp.300-305, 1989. 6) 陸地測量部製版, 熊本都市計画街路計画図, 都市計画熊本地方委員会, 1927. 7) 陸地測量部製版, 熊本都市計画図風致地区指定地並ニ他ノ法令ニ依ル指定地位置図, 都市計画熊本地方委員会, 1930. 8) 北村徳太郎, 熊本市郊外江津湖を中心とする敷地計画殊に其の公園系統に就て, 都市公論 14 (2), pp.8-25, 都市研究会, 1931. 9) 真田純子, 都市の緑はどうあるべきか, 技報堂出版, 2007. 10) 北村徳太郎, 公園とは?, 都市公論 15 (3), p.48, 都市研究会, 1931